4.2.7.3.　その光源が放電灯であるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯しているときに、消灯できない構造でなければならない。

4.2.7.4.　すれ違い用前照灯と集合式又は兼用式の灯火をなす１個の光源又は１個以上のＬＥＤモジュールを、車両重心の軌跡が曲線半径500m以下の場合に限り曲線道路用配光可変型前照灯として点灯してもよい。この場合において、自動車製作者等は、計算又はその他の手段により、上記基準への適合を証明しなければならない。

4.2.7.5.　すれ違い用前照灯（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、次に掲げる場合を除き、別紙13に規定する要件に従って、周囲の照度に応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有するものであること。ただし、自動的に消灯する機能については、手動による解除が可能な構造とすることができる。

4.2.7.5.1.　自動車が停車している場合

4.2.7.5.2.　自動車の速度が10km/ｈ以下である場合であって、かつ、その走行距離が100m以内である場合

4.2.7.5.3.　前部霧灯が点灯している場合

4.2.7.6.　取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.　周囲の照度が1,000lx以上である場合にあっては、すれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の規定にかかわらず、周囲の照度以外の条件（時刻、自動車の位置、雨、霧等）に従って、自動的に点灯及び消灯することができる。

別添五十一4・2・9・中「4.2.6.2.1.のただし書」を「4.2.6.2.1.ただし書」に改める。

別添五十一4・3・2・ただし書、4・4・2・、4・23・2・及び4・27・2・中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削り、同別添4・27・7・3・の次に次のように加える。

4.28.　昼間走行灯

4.28.1.　備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、昼間走行灯を備えることができる。

4.28.2.　取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の２第１項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.28.3.　取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第６改訂版の規則5.及び6.（6.19.1.、6.19.7.1及び6.19.7.2を除く。）に限る。）に適合するように取り付けられなければならない。

別添五十一別紙12の次に次のように加える。

別紙13　すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件

すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（注１）		
周囲の照度（注２）	すれ違い用前照灯	応答時間
1,000lx未満	点灯する	２秒以内
1,000lx以上7,000lx以下	自動車製作者等の定めるところによる	自動車製作者等の定めるところによる
7,000lx超	消灯する	５秒超300秒以内

（注１）自動車製作者等は、シミュレーションその他の手段により、本表に規定する基準への適合を証明するものとする。

（注２）車両上のセンサ取付高さと同じ高さにあるコサイン補正済みセンサを使用して、水平面上で照度を測定するものとする。

別添七十一1・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく指定を受けた特定共通構造部（白色の前部霧灯が後退灯として備えられているものに限る。）を有する自動車又は」を削る。

別添七十八1・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削る。

別添九十四2・1・2・及び2・3・1・中「前部上側端灯」の下に「、昼間走行灯」を加え、同別添2・3・2・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた共通構造部又は」を削る。

別添百五1・ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた共通構造部又は」を削る。

第二条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「補足改訂版」を「補足第２改訂版」に改める。

第十八条第１項第１号及び第二項（第二号、第四号及び第五号を除く。）中「改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第二十条第四項第二号中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加え、同項第五号中「改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第二十１条第１項及び第二項、第二十二条第十１項、第二十七条第１号並びに第三十九条第三項第１号中「改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第四十条第１項第四号中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改め、同項第五号中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第四十二条第四項、第七項、第九項及び第十項、第四十三条第二項及び第三項、第四十四条第二項並びに第四十四条の二第三項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第四十五条第１項第二号中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に改め、同条第二項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第四十六条第二項、第四十六条の二第二項、第四十七条及び第四十八条第二項から第四項まで中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第四十九条第１項第三号中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に改め、同条第二項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第五十条第１項第二号中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に改め、同条第二項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第五十１条第二項、第五十二条第三項、第五十三条第二項、第五十四条及び第五十五条の二第二項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。